

社会福祉法人とよおか福祉会 役員報酬規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人とよおか福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬等を支給しない。

(1) 非常勤の役員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員等に対する年度毎の報酬等の総額は、別表1に定める額とし、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等（理事長、副理事長を除く。）に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった翌月21日に支給する。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとし、その当日が休日の場合はさらに繰り上げる。

2 理事長、副理事長は概ね3か月に一回支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める職員等旅費規則に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

従前の社会福祉法人とよおか福祉会役員の費用弁償に関する規則（平成３年４月１施行）は、これを廃止する。

附 則

この規則は、令和２年１２月１８日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年６月２６日から施行する。

（第３条 報酬等の額の算定方法）

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（第３条 報酬等の額の算定方法、第４条 報酬等の支給方法）

別表 1

役職	理事会、監事 監査、評議員 会等への出席	入札立ち会 いその他業務 のための出勤	計画、理 念、戦略会 議等への出席	総額／年
理事長	8,000 円	5,000 円	5,000 円	1,000,000 円
副理事長、理事、監事	8,000 円	3,000 円	5,000 円	500,000 円
評議員	8,000 円	3,000 円	5,000 円	500,000 円
評議員選任・解任委員	5,000 円	3,000 円	5,000 円	50,000 円
その他の委員（外部委員等）			5,000 円	100,000 円